

国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準

1 目的

国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定（以下「認定規定」という。）に基づきこの基準を定める。
なお、本基準における申請者とは、認定規定第3条の会場地の実行委員会を言う。

2 競技施設認定の書類

認定規定第4条に定める申請書について、施設認定時（現地視察）に際して必要な書類等は、次が揃っており、申請者が用意すること。

- (1) 設計図、計算書、仕様書及び必要な場合は建築確認書（写）並びにパネル等の図面、安全性・強度等の仕様書及び安全性・強度に対する確認試験項目。
- (2) 製造及び施工者が提出した計算書及び施工図面並びに製造及び施工者が実施した前項(ア)の確認試験結果報告書（写）
- (3) 本協会が指示した強度及び安全性に対する確認試験の結果報告書。
- (4) 仮設の場合は、常設に準じた資料を提出すること。

3 認定の基準

認定の基準第9条について

会場地の特性によって、屋外施設の場合は、競技が十分な雨天対策（背面を含む）を施し、ウォール、競技者及びビレイヤーが濡れないよう配慮するとともに、側面は風の影響を受けにくい構造を考慮し、競技者の足元が濡れるのを防ぐため、ウォールおの前面にはすのこ状の台を設置すること。また、ウォールの強風対策、落雷対策が強く求められる。

- (2) 屋外設置にあたっては、リード競技施設の場合、北（または北東）向き、ボルダー競技施設の場合、北向きでの設置が望ましい。

4 競技場の基準

リード競技施設、ボルダー競技施設ともに室内設置であり、選手のパフォーマンスを十分発揮できるように、空調等の整備が前提である。

なお、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技の地方予選会を行なうクライミング・ウォール（以下「ウォール」という。）についてはこの内容に準ずることが望ましい。ウォーミング・アップ施設についてはこの限りではない。

(1) 施設認定のための条件

- ① ウォールの全体構造は、建築基準法に基づくことを前提とする。ただし、すべての構造物は建築基準法の適用を受けること。これは仮設・常設や工作物・建築物に関わらず適用される。
- ② ウォール、確保支点、ホールド等の強度及び安全性は、CEN（欧州標準化委員会）で承認されたEN基準（ヨーロッパ標準規格、以下同じ）若しくはそれに相当する国際基準を満たすことを前提にする。

EN基準は現在、3つのカテゴリーに分かれて制定されている。

EN基準 12572-1

第1部：確保支点のある人工登攀構造物の安全性要求事項と試験方法

EN基準 12572-2

第2部：ボルダー壁の安全性要求事項と試験方法

E N基準 12572-3

第3部：クライミングホールドの安全性要求事項と試験方法

③ 認定規定第10条第2項について

ア (1) でいう「ルート長さ」は、選手の登ったラインに沿った距離であり、起点と終点を直線的に結んだ長さではない。また、(2) でいうルートの幅は3 m以上が設定可能なものであることから、ルートそのものの幅は4～5 m以上が望ましい。

イ (3) のルート数と形状は、オンサイト・リード方式の競技を実施する上での競技運営上の必要から規定したものである。2名の選手が競技をすることを規定している。

ウ (4) の角度の変化は、クライミング・ウォール全体が一体、2段、あるいは、多段に分かれて傾斜していても構わない。

設置したウォールに設定されたルートは、競技運営上、競技終了後（前日の夜間、あるいは競技当日）に短時間で設定し直すことになる。このルートの設定をし直すため、高所作業車の活用等より、作業の軽減を図るための方策を講ずること。

エ (5) のパネルの材質は、「(1)施設認定のための条件」で示した強度及び安全性に対する確認試験を行い、その結果がこの基準を満たすものであればよく、常設の場合の耐用年数は、5年以上を目安に製造者が保障する期間とする。なお、申請者は競技期間中におけるパネルなどの破損に対しては競技への支障がないよう迅速に対応するものとする。

オ ハンガーは、概ね1 mに1ヶ所設けなくてはならない。

カ パネル上のホールドの取付け穴は、20ヶ所以上/m²を目安とする。

難易度あるいは質的な変更は次によりを行う。

(ア) ホールドの取替え

(イ) ホールドの向きの変更

④ 認定規定第10条第3項について

本項は、ボルダー競技場のウォールでの競技実施のために規定されたものであり、規定された内容を備えていなければならない。

ア (8) の規定は、競技中若しくは休憩エリアから他のボルダーのオブザベーションを排除するための対策である。必要に応じて、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すことも必要となる。

イ (10) の規定は、競技者の安全確保を優先し、競技の円滑な進行を図る上で最も重要な要素となる。

- ・ 競技者が墜落すると予想される範囲に敷設する。
- ・ 外被は全体が一体となっている継ぎ目のないものが望ましいが、やむを得ず複数に分ける場合はその継ぎ目を塞ぐ方策を講ずること。
- ・ 一般的に市販されているマットの素材は、外被はターポリンなど、芯材は硬軟のウレタンフォームを2層以上に貼り合わせた構造となっている。やわらかいものは衝撃吸収に優れているが、競技中の選手の行動を妨げるので、適度な硬さのものが必要になる。
- ・ 高さ3 m程度からの墜落を想定されるので、厚さは30 cm程度となる。
- ・ 競技中にマットが移動することがないように、設置と固定に十分な配慮を行う。

4 アイソレーション・ゾーンの仕様

認定規定第10条第4項は、アイソレーション・ゾーンの概要について規定したものである。

本施設についても台風等の荒天時対策を十分施す必要がある。

- (1) 本規定は、種別チームの数の選手・監督・トレーナーを合わせての最大104名が収容できるスペースを確保するためのものである。（原則、最大種別チーム者数×2 m²以上。）そのため、選手・監督・トレーナーへの情報伝達が公平かつ円滑に行え、対応できるスペースが必要である。
- (2) 本規定は、選手のコンディションとウォームアップ用ウォールにおけるマット設置（厚さ30

cm)における安全性の確保, アップウォールの面積について, 最大種別選手数 52 名×1 m²=52 m²以上が必要であることを示した。設置規模は, 高さ 3 m幅 5 m以上のウォールを 2 面以上設けるよう規定している。選手の身体ウォームアップ及びムーブの確認等ができるものであればよい。

5 コール・ゾーンの仕様

- (1) 認定規定第 10 条第 5 項は, コール・ゾーンについての規定である。
- (2) コール・ゾーンは, ルートが見えない場所に設置されなければならないほか, 競技の公平性から, 競技状況が把握できる歓声や放送などは排除するよう努めなければならない

付 則

- 1 本基準の改廃は, 常務理事会で行う。
- 2 本基準は, 平成 25 年 5 月 11 日から施行する。
平成 26 年 5 月 25 日 一部改定
平成 31 年 4 月 11 日 一部改定
令和 元年 8 月 1 日 一部改正
令和 3 年 2 月 10 日 一部改正
令和 4 年 7 月 14 日 一部改正
令和 5 年 3 月 9 日 一部改定
ボルダー表記改正の施行は, J S P O 国スポ委員会承認後とする。
令和 5 年 5 月 11 日 一部改定